平成２１年（フ）第２９８２号
北海道恵庭市柏木町349番地の49
債務者　今井　忠幸
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９８９号
札幌市西区発寒11条１丁目10番70―301号
債務者　伊藤　陽子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０１１号
札幌市西区琴似２条７丁目１番35―811号
債務者　冨永　　正
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０１５号
札幌市西区西町北５丁目４番１号　アポ西町101号
債務者　佐藤　砂織（旧姓今野）
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０２３号
北海道北広島市希望ヶ丘１丁目12番地５
債務者　川崎あゆみ（旧姓兼本・廻川）
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０２６号
札幌市白石区菊水元町８条１丁目13番27号
金子ハイツ
債務者　山田三枝子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０３３号
札幌市中央区南９条西16丁目１番２号　セピア館シティハイツ201号
債務者　上田　和裕
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０６２号
札幌市北区新川西３条５丁目14番24号　ドリーバーデン201号麓方
債務者　前鼻なお江（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０７８号
札幌市白石区本通16丁目南４番69号　ベルビィコート本通16―305号
債務者　阿部　好子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０８９号
札幌市西区二十四軒４条４丁目６番３―208号
債務者　加藤　新一
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５２２号
岩手県八幡平市大更第22地割126番地１
ハーティ川村302号
債務者　小澤　局子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６４０号
盛岡市向中野２丁目５番５―203号、旧住所盛岡市仙北２丁目21番38号　コーポセンボク８号
債務者　藤村しげ子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６４４号
盛岡市下太田榊64番地15
債務者　澤口　　勇
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６５３号
岩手県岩手郡葛巻町葛巻第４地割30番地
債務者　遠藤いく子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８８号
山形県酒田市黒森字葭葉山836番地の１
債務者　登藤　竜二
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第１６２号
福島県会津若松市門田町大字飯寺字村東879番地の２　プチ・フォレステール103号、前住所福島県会津若松市居合町７番55号
債務者　数本　義政
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第３０４号
群馬県高崎市石原町2416番地２
債務者　山田　佑樹
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部